

議案第38号～第40号

令和7年6月5日

令和7年6月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 38 号	鈴鹿市工業振興条例の一部改正について……………	1
議案第 39 号	市道の認定について……………	5
議案第 40 号	市道の廃止について……………	9

鈴鹿市工業振興条例の一部改正について

鈴鹿市工業振興条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市工業振興条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

用地取得費助成金の交付の要件を改めるについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市工業振興条例の一部を改正する条例

鈴鹿市工業振興条例（昭和61年鈴鹿市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(用地取得費助成金)</p> <p>第7条 用地取得費助成金は、事業者が第5条第2項の認定に係る工場等の設置をするに当たり、当該工場等の敷地として9,000平方メートル以上の用地 <u>(以下この条において「対象用地」という。)</u> を取得し、かつ、2年以内に着工した場合に限り、<u>対象用地</u>に係る取得費を基準として、当該工場等が操業を開始した日の属する年度の翌年度から3年間に分割して交付する。<u>ただし、市長から対象用地を対象とした補助金の交付があつた場合（事業者以外が当該補助金の交付対象者である場合を含む。）にあつては、用地取得費助成金は、交付しない。</u></p> <p>2 用地取得費助成金の額は、<u>対象用地</u>の取得に要した費用の10パーセントを限度とする。ただし、3年間の当該用地取得費助成</p>	<p>(用地取得費助成金)</p> <p>第7条 用地取得費助成金は、事業者が第5条第2項の認定に係る工場等の設置をするに当たり、当該工場等の敷地として9,000平方メートル以上の用地を取得し、かつ、2年以内に着工した場合に限り、<u>当該用地</u>に係る取得費を基準として、当該工場等が操業を開始した日の属する年度の翌年度から3年間に分割して交付する。</p> <p>2 用地取得費助成金の額は、<u>当該用地</u>の取得に要した費用の10パーセントを限度とする。ただし、3年間の当該用地取得費助成</p>

金の合計額は、工場等設置奨励金と合わせて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできない。 (1)～(3) 略	金の合計額は、工場等設置奨励金と合わせて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできない。 (1)～(3) 略
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(工場等の設置に関する経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市工業振興条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第5条第3項の規定による申請が行われる工場等の設置について適用し、施行日前に同項の規定による申請が行われた工場等の設置については、なお従前の例による。

(補助金に関する経過措置)

- 3 改正後の鈴鹿市工業振興条例第7条の規定は、施行日以後に交付の決定を受ける補助金について適用し、同日前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和7年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
043463	平田本町二丁目 463 号線	平田本町二丁目	平田本町二丁 目	35.5
		平田本町二丁目		6.0~12.4
073515	稲生塩屋二丁目 515 号線	稲生塩屋二丁目	稲生塩屋二丁 目	53.5
		稲生塩屋二丁目		6.0~13.1
073516	稲生西二丁目 516 号 線	稲生西二丁目	稲生西二丁目	66.7
		稲生西二丁目		6.0~13.1
123901	東玉垣 901 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	106.0
		東玉垣町字丸田		6.0~ 9.6
123902	東玉垣 902 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	32.2
		東玉垣町字丸田		6.0~12.4

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

令和7年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
103383	一ノ宮 383 号線	一ノ宮町字七九郎縄	一ノ宮町	31.6
		一ノ宮町字七九郎縄		2.7～ 3.7